

宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託

提案審査基準

令和8年5月

大分市上下水道局

本提案審査基準は、大分市上下水道局（以下「委託者」という。）が実施する宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託（以下「本業務委託」という。）に関し、業務を受託する民間の業者（以下「受託者」という。）を決定するための基準を示すものであり、募集要項と一体のものである。

本業務委託は、各業務を通じて効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めらるるものであり、受託者には幅広い能力・ノウハウが必要であるため、受託者の選定にあたっては、委託者の負担額、提案されるサービス内容等を総合的に評価し優先交渉権者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

なお、公募型プロポーザル方式の実施にあたり、「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託受託者選定委員会」により客観的に評価を行う。

目 次

1	審査方法	1
1.1	審査方式	1
1.2	優先交渉権者選定フロー	1
1.3	委員会の設置	2
2	審査内容	2
2.1	プロポーザル参加資格の確認	2
2.1.1	必要書類の確認	2
2.1.2	参加資格の確認	2
2.2	技術提案審査	2
2.2.1	必要書類の確認	2
2.2.2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2
2.2.3	提案内容審査	2
2.2.4	総合評価点の算出	3
2.2.5	優秀提案者の選定	3
2.3	優先交渉権者及び受託者の決定	3
3	総合評価点の算出方法	3
3.1	配点方針	3
3.2	技術提案書の審査項目等	3
3.3	評価点の算出方法	7
3.3.1	技術評価点の得点化方法	7
3.3.2	技術評価点における失格基準	7
3.3.3	価格評価点の得点化方法	7
3.3.4	価格評価点における失格基準	8

1 審査方法

1.1 審査方式

本業務委託は、各業務を通じて効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、受託者には幅広い能力・ノウハウが必要であるため、優先交渉権者の選定にあたっては、委託者の負担額、提案されるサービス内容等を総合的に評価する。

1.2 優先交渉権者選定フロー

優先交渉権者選定のフローを図1に示す。

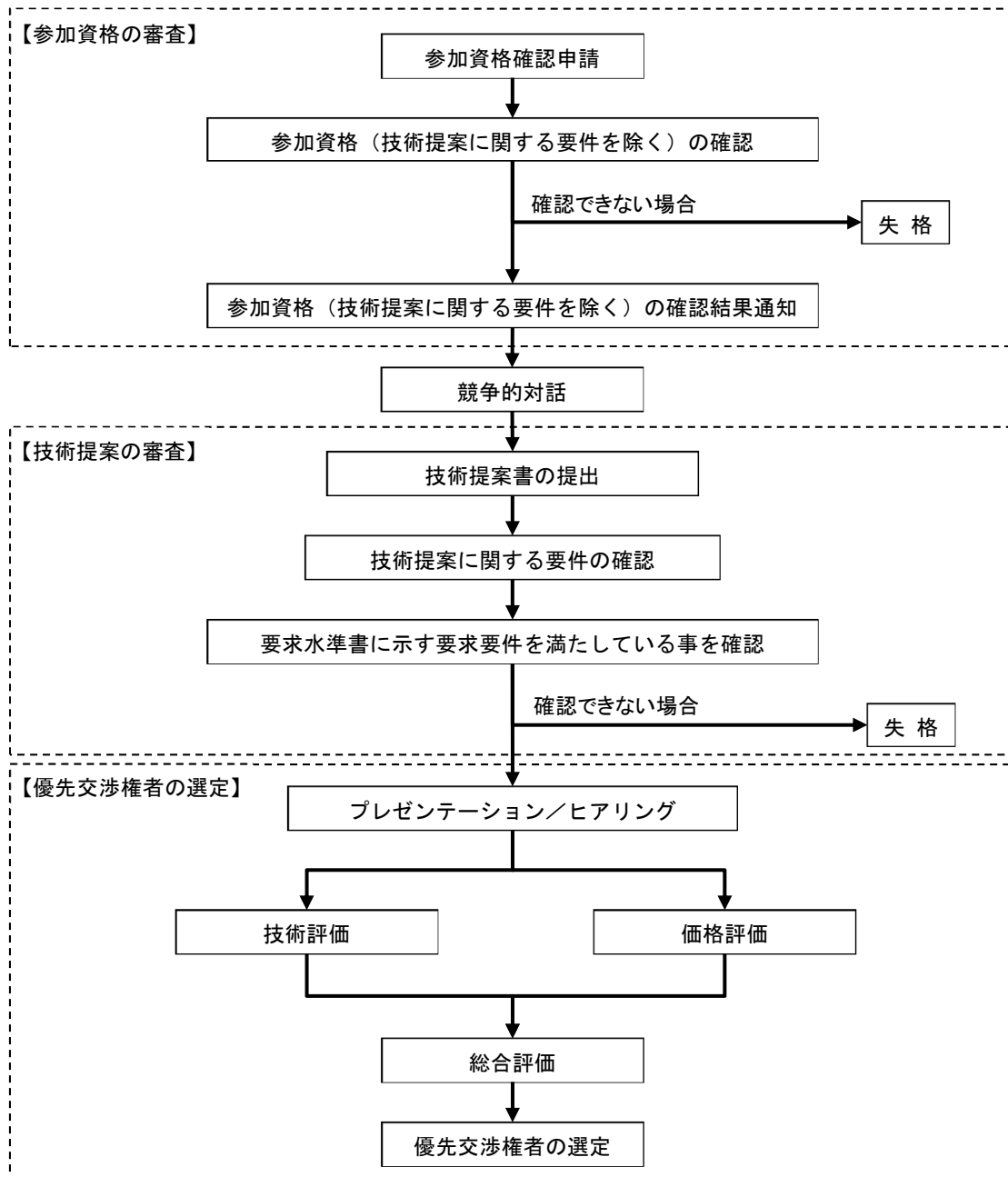


図1 優先交渉権者選定フロー

1.3 委員会の設置

委託者は、技術提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託受託者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。

なお、公募への参加者が、募集説明書の公表日から契約締結までの間に、本業務委託について委員及び委員を辞した者に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

委託者は、参加者から提出された参加資格確認書類について、募集要項にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.1.2 参加資格の確認

委託者は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 技術提案審査

2.2.1 必要書類の確認

委託者は、参加者から提出された技術提案書について、募集要項にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.2.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委託者及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

2.2.3 提案内容審査

委員会は、技術提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

委託者は、提案価格について「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

2.2.4 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

2.2.5 優秀提案者の選定

委託者及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。

優秀提案者が2者以上あるときは、提案価格が低い者を優秀提案者として選定する。この場合において、提案価格が同額であるときは、委員会に諮って優秀提案者を選定する。

2.3 優先交渉権者及び受託者の決定

委託者は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、技術提案及び見積内容の精査を総合的に行った上で、受託者を決定する。

委託者は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方針

技術提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ80点及び20点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝技術評価点（80点満点）＋価格評価点（20点満点）

3.2 技術提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、技術提案書の審査項目、内容及び配点は、表1のとおりとする。

表 1 技術提案書の審査項目、内容及び配点

審査項目	評価の視点	配点
1. 業務実施計画		
本業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務の基本的な考え方（安全・安定・効率）が明確に述べられているか。 ・本業務に関する認識が十分か。特に、本市の下水道施設の地域特性・施設特性を把握しているか。 	5
2. 業務実施体制		
統括責任者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・配置する統括責任者の保有資格について評価し、以下のとおり最大2点を配点する。 2点：募集要項で定める業務監理責任者、業務責任者及び管理技術者の選任に必要な資格を全て保有している者。 1点：下水道法施行令第15条又は第15条の3に定める資格を有する者。 0点：資格なし（0点であっても失格とはならない）。 <p>※ 統括責任者が業務監理責任者、業務責任者又は管理技術者と兼務する場合は、評価対象外とする。</p>	2
技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務監理責任者、業務責任者及び管理技術者について評価する（業務経験、保有資格等）。 ・配置予定の各業務の担当予定技術者（処理場・管路・計画）について評価する（業務経験、保有資格等）。 	6
組織体制・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な業務の実施体制（組織体制・役割分担・情報共有）が構築されているか。 ・従事者の教育・研修計画が具体的に示されているか。技術水準の維持・向上が図られているか。 	5
3. 運転管理・維持管理業務		
処理場等の運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準を遵守するための効果的な取組みについて評価する。 ・放流水質の安定化、省エネルギー対策に考慮した独自の手法について評価する。 	8

<p>処理場等の 保守点検・修繕業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全の観点から効果的な保守点検方法が述べられているか。施設特性（処理場・ポンプ場・管路等）を踏まえた計画となっているか。 ・修繕業務については、修繕履歴・劣化状況のデータを更新計画策定に活用できる形で管理する方針が示されているか。 ・修繕計画の進捗管理及び市への報告体制が明確か。 	<p>5</p>
<p>管路維持管理業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の点検・清掃・調査計画が効率的かつ体系的に示されているか。 ・管路の不具合情報・点検データを蓄積・分析し、更新計画原案作成に活かす具体的な方法が示されているか。 ・住民対応、事故対応等について、迅速かつ円滑な対応ができる体制になっているか。 	<p>8</p>
<p>4. 危機管理・安全対策</p>		
<p>災害・事故・非常時 対応業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無人施設・夜間・休日における緊急時の人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か。 ・現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。 ・水量異常時・停電時・重故障時・災害時それぞれの対応方針が具体的に示されているか。 ・市が作成するBCPを踏まえた事業継続計画が示されているか。災害後の早期復旧に向けた資機材の調達・保管計画があるか。 	<p>8</p>
<p>5. 計画策定業務</p>		
<p>ストックマネジメント 計画策定業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の下水道計画・経営戦略等の上位計画との整合が図れた提案となっているか。 ・効率的かつ効果的な調査方法・計画が提案されているか。 	<p>5</p>
<p>関連計画への 対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化計画、耐水化計画等といった関連計画について、ストックマネジメント計画の実施過程で見直し等が必要となった場合の具体的な対応方針が示されているか。 	<p>5</p>

6. 業務改善・セルフモニタリング		
業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・DX（遠隔監視・データベース活用等）等を活用した業務効率化・省エネ・省資源に資する創意工夫が述べられているか。 ・効果的かつ実施可能な業務改善策・コスト削減策が具体的に述べられているか。 	4
セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリングの実施方法・体制が具体的に示されているか。 ・市が行うモニタリングに対する協力姿勢について評価する。 	5
7. 地域への貢献		
地元企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業との連携、協力並びに地域の人材活用を考慮した提案等について評価する。 	8
8. その他		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記評価項目に該当しないもので、本委託業務や市、地域に対して有益な効果をもたらす提案（市内外の他施設との広域化や他分野連携等を含む）を評価する。 	6
技術評価点 合計		80
提案価格	3.3.3 価格評価点の得点化方法を参照	20
総合評価点 合計（技術＋価格）		100

3.3 評価点の算出方法

3.3.1 技術評価点の得点化方法

表2に示す5段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める。

表2 技術評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該審査項目について、内容を満たしている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該審査項目について、内容を満たしていない	配点×0.00

3.3.2 技術評価点における失格基準

技術評価点の合計点が満点の5割に満たない場合及びE評価が1つでもあった場合は失格とする。ただし、表1審査項目の「2. 業務実施体制 統括責任者の配置」については、当該項目の得点が0点もしくは評価対象外となった場合、失格の対象とはならない。

3.3.3 価格評価点の得点化方法

提案価格の評価は、提案上限額の80%に相当する価格（基準価格）を20点、提案上限額と同額の提案を0点として、それらの中間の提案価格については直線補間により評価する。また、提案上限額の80%を下回る提案があった場合においても、価格評価点は20点を上限とする。なお、価格評価点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

価格評価点の算出は以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{点} \times \left\{ \frac{(\text{提案上限額} - \text{提案価格})}{(\text{提案上限額} - \text{基準価格})} \right\}$$

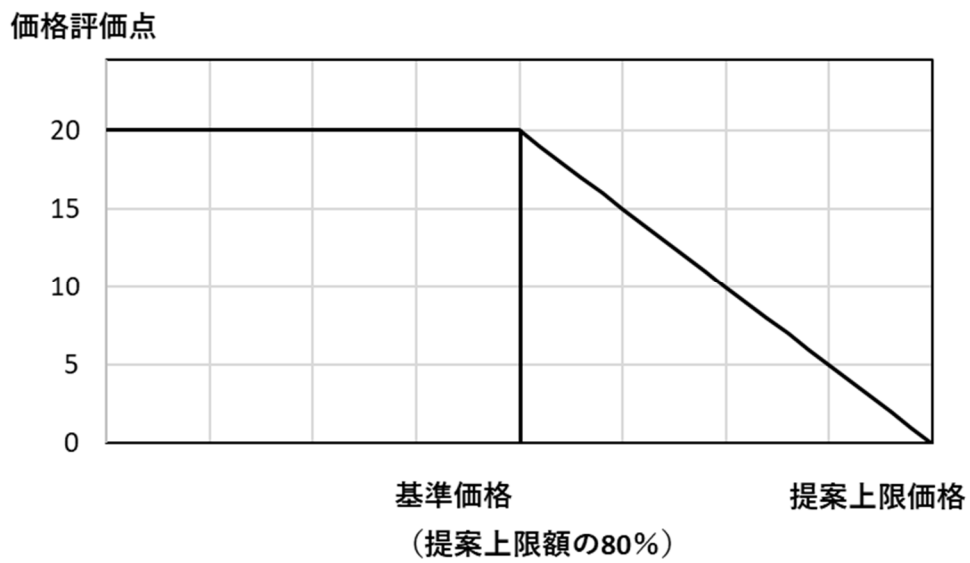


図2. 価格評価点の算出イメージ

3.3.4 価格評価点における失格基準

提案上限額を超える提案については、失格とする。